

## 施策3

## 地盤・土壌環境の保全

### □現状と課題

- 本県の地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。
- 全国的に集中豪雨に伴う山地災害が発生しており、森林の持つ山地災害防止機能を高めていく必要があります。
- 健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であり、さらに安全・安心な農産物を生産する最も重要な基盤となることから、重金属類や有機塩素化合物、農薬などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。

#### 【施策の概要】

- 1 地盤沈下を防止します。
- 2 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
- 3 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。
- 4 森林における山地災害防止機能の保全を推進します。

### □施策の展開方向

- ① 市町村などの関係機関と連携し、地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況を把握するとともに、地盤沈下防止対策を進めます。【環境保全課】
- ② 豪雨等による山地災害の発生箇所について、国の補助事業等を活用し山腹崩壊箇所の復旧整備や土石流を防止する治山ダム等を整備するほか、治山施設の長寿命化に向けた対策に取り組みます。  
【林政課】
- ③ 有害化学物質を取り扱う事業場の指導等により、土壌汚染の実態把握及び未然防止を進めます。  
【環境保全課】
- ④ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組みます。【商工政策課】
- ⑤ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等への働きかけや農業者の取組意向の把握と、関係市町村等への情報提供を通じて、地域ぐるみの取組を促します。

#### 【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 5-3-1 P79

モニタリング指標 5-3-a P82

## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地下水の適正利用の推進</li> <li>◎ 水源涵養機能や山地災害防止機能の保全</li> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家庭での農薬や化学肥料の適正使用</li> <li>◎ 生活排水の適正処理</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地下水の適正利用</li> <li>◎ 有害物質が地下に浸透しないような適切な管理</li> <li>◎ 敷地内の土壌の汚染状況の把握と汚染等の情報の公開</li> </ul>
農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地下水の適正利用</li> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践</li> </ul>



## 施策4

# 化学物質対策の推進

### □現状と課題

- ダイオキシン類<sup>\*1</sup>については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、ダイオキシン類の汚染状況の調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの取組を推進しており、本県のダイオキシン類の環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。
- 化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握を進めていく必要があるほか、化学物質の移動や排出などにおいては適切に管理することが必要です。
- 化学物質に関して住民とのリスクコミュニケーション<sup>\*2</sup>活動に取り組んでいる事業者は少ない状況ですが、化学物質に関する情報共有、意見交換などに取り組むことにより、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていくことが必要です。

#### 【施策の概要】

- 1 環境中の化学物質の実態把握に努めます。
- 2 化学物質の移動や排出などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

### □施策の展開方向

- ① 環境中の化学物質の実態を把握し、化学物質の適正な管理や情報共有と理解の推進を通じて、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。【環境保全課】
- ② 残留農薬検査を実施し、違反発生時には関係部局等と連携して対応することで流通食品の安全を確保します。【保健衛生課】
- ③ 農薬危害防止運動の展開による啓発と農薬管理指導士の確保に取り組みます。特に、市町村等と連携し、住宅地等における農薬の適正な使用方法について周知するほか、生産者の意識向上に取り組みます。【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 5-4-1 P79

### □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 住民に対する化学物質の環境リスクの啓発</li> <li>◎ 住宅地、公園等における農薬の適正使用</li> <li>◎ 廃棄物処理施設の適切な維持管理</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 化学物質に関する環境リスクへの理解促進</li> <li>◎ ごみの野外焼却の防止</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類の自主測定</li> <li>◎ 化学物質の適正な管理と使用・排出抑制</li> <li>◎ P R T R制度<sup>*3</sup>に基づく化学物質の排出量等の適切な把握・報告</li> <li>◎ 化学物質に関する住民とのリスクコミュニケーション活動</li> </ul>

農業者	◎ 農薬の適正な保管・使用、飛散防止
環境保全団体	◎ 化学物質に関する住民と事業者のリスクコミュニケーション活動への支援
大学等の研究機関	◎ 化学物質による環境への影響に関する調査研究

※1 ダイオキシン類…ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼び、ごみ焼却による燃焼などに伴い、非意図的に生成されます。

塩素の数や付く位置によって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体があります(これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類)。

※2 リスクコミュニケーション…環境リスクなどの化学物質に関する情報を、行政、専門家、企業、県民などが共有し、意見交換を通じて意志の疎通と相互理解を図ることです。

※3 P R T R制度…化学物質の管理システム。P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組みです。



## 施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進

### □現状と課題

- フロン類<sup>\*1</sup>の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。
- 酸性雨は、工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招くことから、酸性雨の実態と影響について把握を進める必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 フロン類の排出抑制を推進します。
- 2 モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

### □施策の展開方向

- ① フロン排出抑制法に基づく登録、関連事業者への指導等を行うとともに、オゾン層保護に係る啓発を行います。【環境政策課】
- ② 県内における酸性雨のモニタリング調査を継続し、酸性雨の実態と影響の把握に努めます。【環境保全課】

モニタリング指標 5-5-a P82

### □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ オゾン層保護に関する普及啓発</li> <li>◎ 家電リサイクル法の住民への周知</li> <li>◎ フロン類を含まない機器・製品の率先使用</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ フロン類を含まない機器・製品の使用</li> <li>◎ 家電リサイクル法に基づく使用済みのエアコン、冷蔵庫・冷凍庫の適正な引き渡し</li> <li>◎ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引き渡し</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ フロン類を含まない機器・製品の使用</li> <li>◎ 家電リサイクル法に基づく使用済みのエアコン、冷蔵庫・冷凍庫の適正な引き渡し</li> <li>◎ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引き渡し</li> <li>◎ フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）に使用されるフロン類の適正な管理</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する意識啓発</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する環境教育・学習の推進</li> </ul>
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 酸性雨の実態や影響に関する調査研究</li> </ul>

---

※1 フロン類…フロンは、冷蔵庫やエアコンディショナーなどの冷媒、半導体などの洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきましたが、一部のフロンがオゾン層破壊の原因となっています。また、フロンに代わる冷媒として開発された代替フロンも地球温暖化の原因となることが明らかになっており、これらを総称してフロン類としています。



## 施策6

### 環境放射線対策の推進

#### □現状と課題

- 県では、地域住民をはじめ県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、原子力施設周辺で環境放射線等モニタリングを実施し、調査結果を「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等で検討・評価した後、公表してきました。
- 引き続き、環境放射線などのモニタリングを適切に行うとともに、施設への立入調査など安全協定の厳正な運用を行い、県民の安全・安心の確保を図っていく必要があります。
- 大間原子力発電所（大間町）について、事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していく必要があります。

#### 【施策の概要】

環境放射線モニタリング<sup>\*1</sup>等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

#### □施策の展開方向

- ① 環境放射線モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表するとともに、安全協定に基づく事業者からの報告の受領などを行い、その結果を公表します。【原子力安全対策課】
- ② 原子力施設の建設や事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していきます。

#### 【原子力安全対策課】

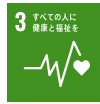
モニタリング指標 5-6-a P82

#### □各主体に期待される役割

立地 市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境放射線などのモニタリング結果の周知</li> <li>◎ 安全協定に基づく立入検査の実施など協定内容の厳正な運用</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 原子力施設の安全対策に関する知識の習得とその注視</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境放射線などのモニタリングと結果の公表、積極的な情報公開</li> <li>◎ 安全協定の厳正な遵守と協定に基づく定期報告の実施</li> <li>◎ 原子力施設の建設や操業の進捗状況に応じた監視体制の整備</li> <li>◎ 環境放射線に関する広報の充実</li> </ul>

※1 環境放射線モニタリング…原子力施設周辺における空間の放射線量を測定したり、環境試料として農畜産物や土壌などの陸上試料、さらに海産生物、海水や海底土などの海洋試料について、放射能分析測定・評価を行うことを言います。

原子力施設の周辺住民などの健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線によって周辺住民などが受ける線量が年線量限度（1ミリシーベルト）よりも十分低くなっていることを確認するために実施しています。



## 施策7

# 環境影響評価の推進

### □現状と課題

- 環境影響評価（環境アセスメント<sup>※1</sup>）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。
- 環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。

#### 【施策の概要】

環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響評価の結果を事業内容に関する許認可等に反映させることにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保します。

### □施策の展開方向

- ① 環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するため、環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積に努め、必要に応じて技術指針や対象事業などの見直しを行います。【環境保全課】

モニタリング指標 5-7-a P82

### □各主体に期待される役割

市町村等	◎ 環境影響評価図書に対する環境保全上の意見の提出
県民	◎ 環境影響評価図書に対する環境保全上の意見の提出
事業者	◎ 環境影響評価条例などの関係法令に基づく適切な手続と環境保全についての適正な配慮

※1 環境アセスメント…開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことです。





## 施策8 公害苦情・紛争処理の推進

### □現状と課題

- 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。
- 公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

#### 【施策の概要】

公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

### □施策の展開方向

- ① 市町村等の関係機関と連携し、県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害苦情の円滑な処理に資するため、公害苦情調査を実施していきます。【環境政策課】
- ② 引き続き、青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決を図っていきます。

#### 【環境政策課】

モニタリング指標 5-8-a P82

### □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理</li> <li>◎ 公害紛争処理制度に関する住民への周知</li> </ul>
------	---



## 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり

### 施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり

#### □現状と課題

- 環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、今後も、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習機会を提供していく必要があります。
- 大学、NPO、事業者など多様な主体が協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりにより、効果的かつ持続的な環境教育・学習を促進していく必要があります。
- こうした取組によって、豊かな自然環境を有する「地元あもり」に対する県民の誇り（シビックプライド）を育み、自然と共生しながら発展する、持続可能な地域づくりに主体的に参画する県民を増やし、あおもりの環境を次世代へと継承していくことが求められます。

#### 【施策の概要】

- 1 環境について考え、環境に配慮した取組を主体的に実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図ります。
- 2 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる主体的な人財の育成を推進します。
- 3 自然体験活動等の機会の場の提供に係る認定制度を適切に運用します。
- 4 効果的かつ持続的な環境教育・学習の促進のため、大学、NPO、事業者などが協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりを推進します。

#### □施策の展開方向

- ① 子どもに対する環境教育の機会の提供として、引き続き、地域の「環境教育専門員」と地域のNPO法人による環境出前講座を、適宜改善を加えながら実施するとともに、環境教育の担い手となる人財の育成などに取り組みます。【環境政策課】
- ② 幼児期の子どもに対する環境学習・環境活動支援として、「こどもエコクラブ」の普及啓発や研修会の開催等を行い、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動の拡大に取り組みます。【環境政策課】
- ③ 地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、環境団体、事業者、大学・高等専門学校などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。【環境政策課】
- ④ 子どもから大人まで幅広い世代に環境保全に関する体験学習の場を提供する「体験の機会の場」の認定<sup>\*1</sup>数の増加に向けて、自然体験活動や工場見学等を実施している団体等に働きかけていきます。【環境政策課】
- ⑤ 県立少年自然の家の活動プログラムの改善と開発に取り組むとともに、自然環境に係る自然の家の機能と効果的な活用について、周知を進めていきます。【生涯学習課】
- ⑥ 地域にある施設や関係機関等と連携するなどして体験活動の充実を図り、地域の特性を生かした環境教育を推進していきます。【学校教育課】
- ⑦ 消費者が、自らの消費生活に関する行動が、地球環境や社会経済情勢に影響を及ぼし得るもので

あることを自覚できるよう、消費者向けの各種講座の中で、環境に負荷の少ない商品・サービスの選択や食品ロスの削減など、環境に配慮した消費生活に関する学習の機会を提供するとともに、各種リーフレット等による啓発に取り組みます。【県民生活文化課】

目標設定指標 6-1-1、6-1-2、6-1-3 P80

モニタリング指標 6-1-a P82

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域の自然や産業に関する体験型の環境教育・学習活動の機会や場の提供</li> <li>◎ 地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施</li> <li>◎ 地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人財の発掘・育成</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域で行われる環境教育・学習活動への参加</li> <li>◎ 環境教育・学習活動で学んだこと的家庭内での共有と実践</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組を活用した地域の児童・生徒等に対する環境教育・学習機会の提供</li> <li>◎ 事業所における環境保全活動を担う次世代の人財の育成</li> <li>◎ マスメディアを活用した積極的な情報提供</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境教育・学習活動機会の提供</li> <li>◎ 県や市町村、事業者等が行う環境教育・学習活動への支援</li> <li>◎ 地域における環境保全活動を担う次世代の人財の育成</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境出前講座の利用などによる環境教育・学習活動の推進</li> <li>◎ 児童・生徒の自主的な環境保全活動の推進</li> </ul>

小学校  
向け

# 環境出前講座プログラム一覧

低学年向け

## どっちかな？ゲーム ～ごみから環境を考える～



学習の  
ねらい

ものを大切にする気持ち、「もったいない」と感じる心を育み、ごみを減らす方法を学ぶ。

所要  
時間

45分

運営  
スタッフ

・講師2名  
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで

プロ  
グラム  
内  
容

- ①導入 「ごみが増えるって？」
- ②出題 講師Aと講師Bが、ごみにまつわる2つの行動パターンを提示
- ③選択 子どもたちが賛同するエリア(A又はB)に移動
- ④正解発表と解説

受入側  
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、プロジェクター、延長コード、長机2本

中学年向け

## 買い物ゲーム ～環境を意識した買い物の実践～



学習の  
ねらい

買い物体験を通してごみについて考え、ごみを減らす方法や環境に配慮した買い物の仕方(グリーン購入)について学ぶ。

所要  
時間

90分

運営  
スタッフ

・講師2名  
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで(6人×6グループで36人程度までを推奨します。)

プロ  
グラム  
内  
容

- ①決められた予算、レシピ通りにカレーの材料と飲み物を買う。(ごみを意識しないで買う。)
- ②買ったものから出るごみの処理費を計算する。
- ③ごみを減らすための作戦を考える。(マイバッグ持参等)
- ④2回目の買い物ゲーム(今度はごみを意識して買う。)

受入側  
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、長机4、参加者用の机・椅子・筆記用具

高学年向け

## 省エネゲーム ～省エネを意識したライフスタイルの実践～



学習の  
ねらい

・地球温暖化の原因や影響、防止に向けた国内外の取組を知る。  
・省エネの大切さや、実践方法について理解する。

所要  
時間

90分

運営  
スタッフ

・講師2名  
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで(6人×6グループで36人程度までを推奨します。)

プロ  
グラム  
内  
容

- ①地球温暖化の原因と影響 (パワーポイントによる説明)
- ②省エネゲーム (家電の買い替えでどのぐらいCO2を削減できるかを競う。)
- ③グループで「温暖化防止のため自分たちにできること」を話し合い発表。

受入側  
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、プロジェクター、延長コード、長机、ホワイトボード

※1 体験の機会の場の認定…「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成23年法律第67号)」において、新たに導入された制度です。

土地又は建物の所有者等が、当該土地等を自然体験活動その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に都道府県知事の認定を受けることができます。

本県では、平成29年8月に弘前市町田にある「弘前だんぶり池」(認定事業者:ひろさき環境パートナーシップ21)を認定しています。



## 施策2

# 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり

### □現状と課題

- 今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となっていることから、一人ひとりの県民や各事業者が、自分事として日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルに転換していく必要があります。
- 私たちのライフスタイルやビジネススタイルを変えていくためには、自分たちの行動が環境にどの程度の影響を与えているのかを把握し、さらに行動の変化による成果を知る「見える化」の取組が重要です。
- また、環境配慮への取組を一層促進していくためには、県民や事業者の環境配慮を誘引する取組が重要であるとともに、家庭や事業者などが相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 環境配慮行動の実践による成果や身近で効果的な取組事例の「見える化」などを通じて、県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進します。
- 2 事業所等による社会的責任に基づく環境保全の取組を促進します。
- 3 県民、事業者、地域が相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを推進します。

### □施策の展開方向

- ① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。【環境政策課】
- ② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。  
【環境政策課】
- ③ 青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。【環境政策課】
- ④ 県の広報媒体、各種イベント等を活用し、J-クレジット制度<sup>\*1</sup>について広報し、県民の認知度向上を推進するとともに、県内外の企業及び団体への働きかけによりクレジットの販売を促進します。【林政課】

目標設定指標 6-2-1、6-2-2、6-2-3 P80

モニタリング指標 6-2-a P82



## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 製造から流通、販売、廃棄及びエネルギーの地産地消などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</li> <li>◎ 入札等において環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者を評価する仕組みの導入</li> <li>◎ 環境マネジメントシステムの率先導入</li> <li>◎ カーボン・オフセット<sup>*2</sup>の普及啓発</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</li> <li>◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用</li> <li>◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握</li> <li>◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</li> <li>◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用</li> <li>◎ 事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入</li> <li>◎ 環境会計の導入や環境報告書<sup>*3</sup>の作成</li> <li>◎ 「あおりECOにこオフィス・ショップ認定」制度等への登録と環境配慮行動の実践</li> <li>◎ 生物多様性に配慮した事業活動の実施</li> <li>◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減</li> <li>◎ 国内クレジット制度を活用した温室効果ガスの排出削減活動の実施</li> <li>◎ オフセット・クレジット制度を活用した排出クレジットの獲得・販売</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 事業所が行う環境保全活動への助言・支援</li> <li>◎ 環境マネジメントシステム導入による効果の啓発や導入支援</li> </ul>

※1 J-クレジット制度…中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25年度から国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営しています。本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立をめざすものです。

※2 カーボン・オフセット…日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のことです。

※3 環境報告書…企業などの事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するものです。



## 施策3

# 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

### □現状と課題

- これまでもホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて、様々な環境情報を提供してきましたが、環境については対象となる分野が広く、複数の部局や市町村等多くの行政機関により多様な取組が行われているため、情報が点在してしまいがちなことが課題となっています。
- 環境に関する情報を体系的に収集・整備し、一元的に提供するとともに、できるだけ分かりやすく伝えていくことが求められています。
- 各主体による活動や研修・交流機会などを通じて形成されるネットワークや仲間は、さらに取組を進める財産となるものであり、環境教育・学習や環境保全活動を一層推進するためのネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実を図ります。
- 2 各主体が協働した環境教育・学習や環境保全活動を推進するため、地域の環境保全活動を担う環境NPOなどの団体と各主体とのネットワークづくりを推進します。

### □施策の展開方向

- ① 環境に関する情報や環境保全活動などの情報収集とホームページなどを通じた分かりやすい情報発信に取り組みます。【環境政策課】
- ② 県内大学と協働し、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、研修・交流機会などを通じて、環境団体・事業者などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。【環境政策課】

モニタリング指標 6-3-a P82

### □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域の環境に関する情報の収集・公表</li> <li>◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域の環境に関する情報の収集</li> <li>◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集と活動への参加</li> <li>◎ 環境NPOなどの地域の環境保全活動に取り組む団体への参加</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境NPOなどが実施する地域の環境保全活動への支援</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報発信</li> <li>◎ 環境保全に関する活動方針や組織、運営形態などに関する情報の公開</li> <li>◎ 環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり</li> <li>◎ 県や市町村等が開催する研修機会等への積極的な参加</li> </ul>

## 2 政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係

第6次青森県環境計画		SDGsの17の目標（ゴール）				
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	
2030年のめざす姿	政策・施策					
自然との共生、 低炭素・循環による持続可能な地域社会	1 自然と共生する暮らし	政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり				
		施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全	○	○		
		施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進				○
		施策3 森林の保全と活用				
		施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進	○	○		
		施策5 野生動植物の保護・管理		○		
		施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用				○
		施策7 温泉の保全			○	
		政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造				
		施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造	○	○		
		施策2 良好な景観の保全と創造				○
		施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用				
	2 持続可能な低炭素・循環型社会	政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり				
		施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進				
施策2 資源循環対策の推進			○			
施策3 廃棄物の適正処理の推進						
政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり						
施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進						
施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進						
政策5 安全・安心な生活環境の保全						
施策1 大気環境の保全				○		
施策2 静けさのある環境の保全				○		
施策3 地盤・土壌環境の保全			○			
施策4 化学物質対策の推進			○			
施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進			○			
施策6 環境放射線対策の推進			○			
施策7 環境影響評価の推進			○			
施策8 公害苦情・紛争処理の推進			○			
3 環境にやさしい青森県民	政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり					
	施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり				○	
	施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり				○	
	施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり				○	



SDGsの17の目標 (ゴール)												
ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	○		○						○	○		○
			○			○			○	○		○
	○		○					○		○		○
			○			○			○	○		○
	○		○			○			○	○		○
	○					○			○	○		○
		○					○					○
	○											
							○					○
	○	○	○	○		○	○					○
	○					○	○	○	○	○		○
						○						○
						○						○
	○						○		○	○		○
							○					○
	○					○			○	○		○
							○					○
				○			○	○				○
												○

### 3 環境指標

環境に係る現状や各政策・施策の進捗状況等を観測・測定する「環境指標」として、目標値を設定する「目標設定指標」と現状や経年推移を観測する「モニタリング指標」を設定します。

「環境指標」項目は、毎年、点検を行い、進捗状況等の総合的判断における参考資料のひとつとします。

#### 【目標設定指標】

指 標	現状（計画策定時）		目標値・期待値		当該指標により把握する環境等の状況	
	指標の説明	年度等	実績	年度等		数 値
<b>政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり</b>						
<b>施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全</b>						
1-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率（％）	ふるさとの森と川と海保全地域の河川における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率	H30 (2018)	96.4	各年度	現状値以上	ふるさとの森と川と海保全地域における河川の水質の状況
1-1-2 公共用水域（海域）のCODの環境基準達成率（％）	公共用水域（海域）の化学的酸素要求量（COD）が環境基準を達成している割合	H30 (2018)	96.4	各年度	現状値以上	生活に密接に関わる公共用水域の水質状況
1-1-3 公共用水域の環境基準達成率（％）（BOD又はCOD）	河川、湖沼、海域の環境基準を達成している割合	H30 (2018)	95	各年度	90%以上	生活に密接に関わる公共用水域の水質状況
1-1-4 汚水処理人口普及率（％）	下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業による処理人口の合計/県全体の行政人口	H30 (2018)	80.0	R7 (2025)	88.0%以上	川や海などの公共用水域の水質保全状況
1-1-5 十和田湖のCODの年間平均値（mg/リットル）	十和田湖の水質環境基準点（中央）における年間平均値	H30 (2018)	1.3	各年度	1mg/L以下	十和田湖の水質（汚濁）の状況
1-1-6 十和田湖の透明度の年間平均値（m）	十和田湖の水質環境基準点（中央）における年間平均値	H30 (2018)	11.9	各年度	12m以上	十和田湖の水質（清澄さ）の状況
<b>施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進</b>						
1-2-1 自然ふれあい体験プログラム利用者数（人）	県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラムの利用者数（年度集計）	H30 (2018)	779	R5 (2023)	1,000人	自然とふれあう機会への関心度
<b>施策3 森林の保全と活用</b>						
1-3-1 再造林率（民有林）（％）	民有林における再造林率	H30 (2018)	27.1	R5 (2023)	40%	森林の保全と活用の状況
<b>施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進</b>						
1-4-1 青森県特別栽培農産物認証制度取組面積（ha）	化学合成農薬や化学肥料を使用しない、または地域の使用量の半分以上に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として県が認証する当該制度による取組の面積	H30 (2018)	436	R3 (2021)	700ha	化学合成農薬等の使用低減による農地の保全
<b>施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用</b>						
1-6-1 白神山地入込者数（人）	白神山地主要観光地の入込者数（暦年集計）	H29 (2017)	304,015	R5 (2023)	427,000人	世界自然遺産に対する関心の高さ
<b>政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造</b>						
<b>施策2 良好な景観の保全と創造</b>						
2-2-1 景観フォーラム等参加者数（人）	景観フォーラム、景観学習教育等への参加者数	H30 (2018)	93	各年度	現状値以上	良好な景観の保全・創造の状況
2-2-2 景観法及び景観条例等の違反件数（件）	同上	H30 (2018)	0	各年度	0件	良好な景観の保全・創造の状況
<b>政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり</b>						
<b>施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進</b>						
3-1-1 1人1日当たりのごみ排出量（g）	1人1日当たりのごみ排出量	H29 (2017)	1,002	R2 (2020)	980g	一般廃棄物の減量化の進捗状況
3-1-2 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（g）	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	H29 (2017)	680	R2 (2020)	680g	生活系一般廃棄物の減量化の進捗状況
3-1-3 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（g）	1人1日当たりの事業系ごみ排出量	H29 (2017)	322	R2 (2020)	300g	事業系一般廃棄物の減量化の進捗状況

指 標		現状（計画策定時）		目標値・期待値		当該指標により把握する環境等の状況
		年度等	実 績	年度等	数 値	
3-1-4	ごみのリサイクル率（%）	H29 (2017)	15	R2 (2020)	25%	ごみのリサイクルの進捗状況
	ごみリサイクル率					
<b>施策3 廃棄物の適正処理の推進</b>						
新	3-3-1 災害廃棄物処理計画策定市町村数	R元.12末 (2019)	4	R5 (2023)	40	災害廃棄物処理に関する取組状況
	災害により大量に発生する廃棄物の円滑・迅速な処理のための災害廃棄物処理計画を策定した市町村の数					
新	3-3-2 建設系廃棄物の大規模不法投棄件数（件）	H30 (2018)	4	R12 (2030)	0件	建設系廃棄物大規模な不法投棄等の状況
	当該年度に発見された建設系廃棄物の大規模な不法投棄件数(10t以上)					
<b>政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり</b>						
<b>施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進</b>						
4-1-1	温室効果ガス排出量（千t-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	15,709	R12 (2030)	11,300* 千t-CO <sub>2</sub>	地球温暖化の状況
	県内における温室効果ガス排出量（二酸化炭素など）の合計値					
4-1-2	二酸化炭素排出量（千t-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	14,214	R12 (2030)	11,065* 千t-CO <sub>2</sub>	省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況
	県内における産業、業務その他、家庭、運輸等の各部門からの二酸化炭素排出量の合計値					
4-1-3	家庭部門における1人当たり二酸化炭素排出量（t-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	2.81	R12 (2030)	減少	家庭部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況
	同上					
4-1-4	業務その他部門における床面積（㎡）当たり二酸化炭素排出量（kg-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	180	R12 (2030)	減少	ビルやオフィスにおける省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況
	同上					
4-1-5	産業部門の二酸化炭素排出量（千t-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	4,777	R12 (2030)	4,274* 千t-CO <sub>2</sub>	産業部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況
	産業部門（製造業、建設業・鉱業及び農林水産業）からの二酸化炭素排出量の合計値					
4-1-6	運輸部門の二酸化炭素排出量（千t-CO <sub>2</sub> ）	H28 (2016)	2,130	R12 (2030)	1,376* 千t-CO <sub>2</sub>	運輸部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況
	運輸部門（自動車、鉄道、船舶及び航空機）からの二酸化炭素排出の合計値					
4-1-7	次世代自動車普及率（%）	H29 (2017)	12.8	R5 (2023)	増加	低燃費かつ低排出ガス認定車等の導入状況
	電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車普及率					
<b>施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進</b>						
4-2-1	木製ベレット生産量（t）	H29 (2017)	3,094	R5 (2023)	2,500t 以上	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	化石燃料の代替エネルギーとして利用する木質バイオマス燃料の生産量					
新	4-2-2 りんご剪定枝のバイオマス利用率（%）	H30 (2018)	70.0	R2 (2020)	73.0%	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	剪定枝をチップとして利用した割合					
<b>政策5 安全・安心な生活環境の保全</b>						
<b>施策1 大気環境の保全</b>						
5-1-1	大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）（%）	H30 (2018)	98	各年度	100%	大気環境の保全状況
	同上					
<b>施策2 静けさのある環境の保全</b>						
5-2-1	自動車騒音の環境基準達成率（%）	H30 (2018)	99.7	各年度	100%	地域住民の静穏な生活環境の保全状況
	環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率					
<b>施策3 地盤・土壌環境の保全</b>						
5-3-1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出による土壌汚染の発見件数（件）	H30 (2018)	0	各年度	0件	土壌環境の保全状況
	同上					
<b>施策4 化学物質対策の推進</b>						
5-4-1	ダイオキシン類の環境基準達成率（%）	H30 (2018)	100	各年度	100%	環境中のダイオキシン類の状況
	大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌のダイオキシン類の環境基準達成率					

指 標		現 状 (計画策定時)		目 標 値 ・ 期 待 値		当該指標により把握する環境等の状況	
		年度等	実 績	年度等	数 値		
政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐづくりと仕組みづくり							
施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐづくり							
	6-1-1	環境教育に係る全体計画を作成している小中学校の割合(%)	H30 (2018)	66.7	R5 (2023)	増加	小中学校における環境教育の取組状況
		小中学校の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において、それらの特性に応じ、また、それらを相互に関連させながら、環境教育に係る全体計画を作成している学校の割合					
	6-1-2	環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合(%)	H30 (2018)	90.5	R5 (2023)	増加	小中学校における環境教育の取組状況
		同上					
	6-1-3	環境出前講座等参加者数 (人)	H30 (2018)	2,961	R5 (2023)	3,000人	環境教育の機会の活用状況
		学校や地域で実施する環境出前講座等への参加人数					
施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり							
新	6-2-1	地域における環境保全活動に参加している人の割合 (%)	H30 (2018)	16.7	R4 (2022)	20%	環境に配慮した活動への県民の参加状況
		県民アンケートで、地域における環境保全活動に「いつも参加している」または「だいたい参加している」と回答した人の割合					
	6-2-2	あおりECOにこオフィス/ショップ認定事業所数 (件)	H31.3末 (2018)	1,198	R4 (2022)	1,300件	環境に配慮した取組を実践している事業所の状況
		省エネやレジ袋の削減など環境に配慮した取組を行っている事業所を県が認定する「あおりECOにこオフィス」、「あおりECOにこショップ」の認定事業所数					
新	6-2-3	専任又は兼任の環境担当者が配置されている事業所の割合 (%)	H30 (2018)	43	R4 (2022)	50%	環境に配慮した活動への県民の参加状況
		事業者アンケートで、事業所内に環境問題に取り組むための担当者(専任又は兼任)が配置されていると回答した事業所の割合					

※ 青森県地球温暖化対策推進計画(平成30年3月改定時)の目標値

【モニタリング指標】

指 標		推 移						当該指標により観測する環境等の状況
		年度等	実 績	年度等	実 績	年度等	数 値	
政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり								
施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進								
1-2-a	自然公園内観光地点入込客数(千人)	H28(2016)	7,816	H29(2017)	7,741	H30(2018)	7,699	自然公園の利用状況
	国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込客数(暦年集計)							
施策5 野生動植物の保護・管理								
1-5-a	特定計画が策定されている鳥獣数(種)	H28(2016)	1	H29(2017)	2	H30(2018)	2	保護又は管理を必要とする野生鳥獣
	第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画及び希少鳥獣保護計画が策定されている鳥獣数							
施策7 温泉の保全								
1-7-a	県内の温泉総湧水量に占める動力泉の割合(%) (暦年集計)	H27(2015)	91.2	H28(2016)	91.2	H29(2017)	91.4	温泉資源の増減を推定する目安 限りある温泉資源の保全と持続的利用の状況
	同上							
政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造								
施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造								
2-1-a	一人あたり都市公園等面積(m <sup>2</sup> /人)	H28.3末(2015)	17.8	H29.3末(2016)	18	H30.3末(2017)	18.1	快適な生活環境の状況
	都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園面積							
2-1-b	農林漁家民泊宿泊者数(人)(年度集計)	H28(2016)	6,189	H29(2017)	6,658	H30(2018)	5,945	グリーン・ツーリズムの取組状況
	農林漁家民宿への宿泊者数							
施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用								
2-3-a	三内丸山遺跡センター見学者数(千人)					R 1(2019)	-	歴史的・文化的遺産の活用状況
	同上							
政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり								
施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進								
3-1-a	あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定事業所数(件)					H31.3末(2018)	161	食品ロスに配慮した取組状況
	食品ロス削減につながる取組を行っている事業所を県が認定する「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定事業所数							
施策2 資源循環対策の推進								
3-2-a	リサイクル製品認定数	H29.3末(2016)	411	H30.3末(2017)	362	H31.3末(2018)	368	資源の循環的な利用状況
	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例に基づき知事が認定するリサイクル製品の認定数(累計)							
3-2-b	下水汚泥(公共下水道)のリサイクル率(%)	H27(2015)	92.5	H28(2016)	92.2	H29(2017)	91.7	資源の循環的な利用状況
	下水汚泥の処理量のうちコンポスト化やセメント原料化などにより有効利用した割合							
施策3 廃棄物の適正処理の推進								
3-3-a	産業廃棄物不法投棄等の発見件数(件)	H28(2016)	104	H29(2017)	84	H30(2018)	62	産業廃棄物不法投棄等の状況
	産業廃棄物不法投棄等の発見件数							
3-3-b	産業廃棄物不法投棄等の解決件数(件)	H28(2016)	50	H29(2017)	37	H30(2018)	30	産業廃棄物不法投棄等の状況
	産業廃棄物不法投棄等の解決件数							
3-3-c	優良産廃処理業者認定件数(件)					H31.3末(2018)	80	産業廃棄物不法投棄等の状況
	通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者として、県及び政令市(中核市)が審査し認定している業者の数							
政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり								
施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進								
4-2-a	風力発電導入量(Kw)	H28.3末(2015)	365,763	H29.3末(2016)	385,263	H30.3末(2017)	417,463	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	同上							
4-2-b	太陽光発電導入量(Kw)	H27.3末(2014)	132,950	H28.3末(2015)	337,610	H29.3末(2016)	482,283	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度(FIT制度)に認定されている太陽光発電の導入量							

指 標		推 移						当該指標により観測する環境等の状況
指標の説明		年度等	実 績	年度等	実 績	年度等	数 値	
4-2-c	太陽光発電導入件数（件）	H27.3末 (2014)	9,076	H28.3末 (2015)	10,566	H29.3末 (2016)	11,693	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている太陽光発電の導入件数							
4-2-d	バイオマス発電導入量（Kw）	H29.3末 (2016)	13,834	H30.3末 (2017)	26,234	H31.3末 (2018)	26,287	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入量							
4-2-e	バイオマス発電導入件数（件）	H27.3末 (2014)	2	H28.3末 (2015)	4	H29.3末 (2016)	5	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入件数							
4-2-f	水力発電導入量（Kw）	H27.3末 (2014)	1,817	H28.3末 (2015)	1,817	H29.3末 (2016)	1,817	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入量							
4-2-g	水力発電導入件数（件）	H27.3末 (2014)	7	H28.3末 (2015)	7	H29.3末 (2016)	7	地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入件数							
<b>政策5 安全・安心な生活環境の保全</b>								
<b>施策3 地盤・土壌環境の保全</b>								
5-3-a	一定の規模以上の土地の形質の変更届出件数（件）	H28 (2016)	81	H29 (2017)	75	H30 (2018)	65	土壌環境の保全状況
	一定規模以上の土地の形質を変更しようとする時は、その旨を県に届け出る必要があり、県は当該土地において特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合には、その土地所有者等に対し当該土地の土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命令することができる。「目標設定指標 5-3-1;土壌汚染の発見件数」の関連指標							
<b>施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進</b>								
5-5-a	降水のpH	H28 (2016)	4.8	H29 (2017)	4.8	H30 (2018)	4.8	酸性雨（pH5.6以下の雨）の状況
	青森市における降水のpHの年間平均値							
<b>施策6 環境放射線対策の推進</b>								
5-6-a	空間放射線測定地点数（連続測定）	H28 (2016)	24	H29 (2017)	24	H30 (2018)	24	原子力施設周辺の環境モニタリング状況
	各原子力施設周辺の空間放射線量の連続測定地点数							
<b>施策7 環境影響評価の推進</b>								
5-7-a	環境影響評価の審査指導状況（件）	H28 (2016)	20	H29 (2017)	19	H30 (2018)	20	環境影響評価の実施状況
	環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に基づき、審査指導を行った環境影響評価図書の数							
<b>施策8 公害苦情・紛争処理の推進</b>								
5-8-a	公害苦情件数と処理件数（件）	H28 (2016)	518 - 407	H29 (2017)	494 - 381	H30 (2018)	513 - 389	公害苦情処理の状況
	市町村及び県の各地域県民局環境管理部において受け付けた公害苦情の件数及び当該窓口で直接処理された件数（いずれも繰越件数を含む） ※上段は苦情件数、下段は苦情件数のうち直接処理件数							
<b>政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり</b>								
<b>施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり</b>								
6-1-a	子どもエコクラブ加入率（人口千対）	H28 (2016)	7.62 (5.28)	H29 (2017)	7.43 (5.22)	H30 (2018)	9.24 (5.83)	地域における自主的な環境学習・実践活動の取組状況
	子どもエコクラブ加入者数/各年10月1日現在の推計人口（総務省統計局）の20歳未満人口 ※上段は青森県の数値、下段の（ ）内の数値は東北6県の平均値							
<b>施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり</b>								
6-2-a	環境マネジメントシステム導入組織数（事業所）	H29.3末 (2016)	257	H30.3末 (2017)	227	H31.3末 (2018)	235	県内事業所における組織的な環境対策の取組状況
	環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21、KESなど）を導入している県内の事業所数							
<b>施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり</b>								
6-3-a	環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数（団体）	H28 (2016)	118	H29 (2017)	120	H30 (2018)	116	県内で環境保全活動を行う団体
	同上							